

同和問題について

同和問題とは、歴史的・社会的に形成された差別意識により、特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に不当な差別行為を引き起こす重大な人権問題です。

戦後、同和問題の解決のためには、国の総合的な施策が必要であるとの認識から、昭和35年に「同和対策審議会」が設置され、昭和40年に「同和対策審議会答申（同対審答申）」が内閣総理大臣に提出されました。その前文には、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題である」と明記され、「その早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題である」としています。この答申を受けて、昭和44年に同和対策事業特別措置法が公布施行され、さまざまな措置が講ぜられ、一定の成果を上げてきました。

しかし、現在でも差別発言や差別落書きなど差別事象が発生しており、これら心理的差別が完全に解消されたとは言い難い状況があります。

こうした差別意識は、人の話や噂などについて、事実を確かめずに自分勝手に判断したり、根

拠がないのに思い込み、偏った見方、考え方をしたりすることで生まれます。しかし、人は偏見や差別意識を持って生まれてくるわけではありません。差別や偏見は、周りの人々などから植えつけられたものなのです。

自分は差別していないからとか、自分には関係ない、そっとしておけば差別は自然になくなるといった考え方は差別を容認することにつながっていきます。差別について何も知らない人が、誤った情報を事実として受け止めてしまえば、そこからまた新たな差別が生まれることになるのです。

私たち一人一人が、同和問題に向き合い、自分の問題として受け止め、人権感覚を磨いていくことが、誰もが生き生きと暮らせる社会を構築していくことにつながっていきます。



「障害者差別解消法」を知っていますか？

平成28年4月1日から、障害者差別解消法が施行されます。この法律は障がいのある人への差別をなくし、障がいのある人もない人も共に生きる社会を目指して作られました。具体的には障がいのある人への不当な差別的取り扱いを禁止することと、障がいのある人にとっての社会的障壁となるものを取り除くために合理的配慮を行うことが目的です。

不当な差別的取り扱いとは、例えば、お店に入ろうとしたら、車いすを利用していることが理由で断られた。アパートの契約をするとき、「私には障がいがあります」と伝えると、障がいがある

ことを理由にアパートを貸してくれなかった。スポーツクラブや習い事の教室などで、障がいがあることを理由に入会を断られたなどといったことが想定されます。

また、合理的配慮については、障がいのある人が困っている時に、その人に合った必要な工夫や、やり方を相手に伝えて、それを相手に行ってもらうことをいいます。

その一例として、災害時に、避難所管理者が聴覚障がいのある人がいるとの連絡を受け、必要な情報を音声だけでなく、文字情報で伝えること。交通機関で係員が、車いすを利用している人から介助が必要であるとの申し出を受け、必要な人員を確保して対応すること。会議で手話通訳が必要な場合に手話通訳者を配置すること、などが合理的配慮であると考えられます。

私たち一人一人がこの法律の意味を理解し、障がいを理由とする差別が解消されるように取り組んでいくことは、全ての人が住みよい社会としていくために必要なことなのです。

